

第一章

計画策定の趣旨

第一章 計画改定の趣旨

第一節 計画改定の背景

1 環境問題の現況

(1) 多様化する環境問題と一人ひとりのライフスタイルの転換

わが国で環境問題が取りざたされ始めた高度経済成長期においては、その原因者は特定工場や事業者等から発生する産業公害が主流を占めており、行政による指導は、法整備による基準の設置、規制による対策が主でありました。

ところが、環境問題の因果関係は複雑化の一途をたどり、日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人一人に起因するものとなりつつあります。

その一方で、地球温暖化の進行など、環境問題は市域、国境、大陸を超えて、地球全体に影響を及ぼすものです。

このように、市民一人ひとりのミクロの行動によって、地球規模のマクロな結果を招くことが、現在の環境問題の特徴であると言えます。

環境問題がその性質を変容していく一方、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの環境への意識に大きな転換をもたらしました。

東日本大震災は、自然の持つ圧倒的な力に対して、人間の力の限界を改めて認識とともに、多くの人が大量生産、大量消費の生活に疑問を感じ始める契機となりました。

節電、省エネルギーに始まり、環境に配慮した持続可能な社会への転換を始めるべく、そのライフスタイルから見直す人も増えつつあります。

また、被災地に限らず、人と人とのつながり、家族や地域とのつながり、ボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになっていきます。

(2) 市民・事業者・行政それぞれによる主体的な取り組み

私たちの環境問題に対する意識は、大きな転換点を迎えており、今後の環境政策のあり方に大きな変革が求められています。

これまでの「逗子市環境基本計画」でも、市民、事業者、行政による連携した取り組みを基本的な方針としてきましたが、わたしたちの生活の根底を支える基盤である環境について、逗子市が総合的な環境施策を計画的に推進していくとともに、市民との協働、事業者との連携による市全体で足並みをそろえて対応していくことが重要です。

2 環境問題への対応

環境問題に対する国の動きを見ると、2012年（平成24年）4月に閣議決定された「第4次環境基本計画」では、『低炭素』・『循環』・『自然共生』を環境政策の原則として位置付けており、続く、「生物多様性国家戦略2012-2019」の策定、「生物多様性基本法」の制定など、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全に関わる様々な取組の見直しや推進が図られています。

神奈川県では、県の環境政策が対象とする分野を三つの政策分野（①恵み豊かな地域環境づくり ②持続可能な社会づくり ③協働・連携を進める人づくり）に整理して、具体的な施策を展開しています。

また、2009年（平成21年）に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定する等、環境施策の新たな展開を進めており、近年では、「かながわスマートエネルギー構想」に基づき、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則により、新たなエネルギー政策を中長期的に推進しています。

国、県が多様化・深刻化する環境課題へ対応した施策の展開をしている中、逗子市においても、環境政策に対して総合的、計画的に施策に取り組む必要があり、市民や事業者との密接な関係のもと環境施策に取り組むことが求められています。



第二節 逗子市の現状

(1) 土地・人口

逗子市は、総面積 17.28*平方キロメートル、人口 6 万人弱のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

また、高齢化も進んでおり、市民の約 36%が 60 歳以上の高齢者となっています。

*国土地理院「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」

<昼夜間人口（2010 年（平成 22 年）10 月 1 日）>

（単位：人）

夜間人口	流入	流出	差（流入-流出）	昼間人口
58,302	9,111	20,116	△11,005	47,297

出典：都市計画基礎調査より

<年齢別人口（2012 年（平成 24 年）10 月 1 日）>

（単位：人）

年齢	総数	男	女	割合
0~9	4,394	2,229	2,165	8%
10~19	5,122	2,638	2,484	9%
20~29	4,179	2,058	2,121	7%
30~39	6,790	3,273	3,517	12%
40~49	9,157	4,435	4,722	16%
50~59	6,949	3,388	3,561	12%
60~69	8,716	4,015	4,701	15%
70~79	7,614	3,369	4,245	13%
80~89	4,201	1,642	2,559	7%
90~99	761	196	565	1%
100 以上	29	6	23	0%
不詳	3	2	1	0%
合計	57,915	27,251	30,664	100%

出典：「統計すし 2012」より

(2) 土地利用

市の半分以上が市街化を抑制する市街化調整区域になっています。

計画的に市街化を整備していく市街化区域についても、そのほとんどが住居系の用途地域であり、逗子市は、これらの都市計画を基盤とし、住宅都市としての発展を遂げてきました。

土地利用の状況から見ると、市域の多くを山林が占めるとともに、住宅用地の占める面積の割合を示す住宅用地率が、神奈川県全体、三浦半島全体に比べて高くなっています。

<都市計画>

区分		面積(ヘクタール)	割合
都市計画区域		1,734	100%
市街化調整区域		902	52%
市街化区域		832	48%
内数	住居系	774	45%
	商業系	56	3%
	工業系	1.9	0%

出典：逗子都市計画

<土地利用状況>

(単位：ヘクタール)

年	山林	住宅用地	農地	河川等	その他
1995年	208.9	356.6	9.1	15.0	262.4
	789.9	357.6	14.3	23.2	549.0
2000年	172.4	344.4	9.2	14.2	292.8
	752.1	346.4	12.7	22.5	600.3
2005年	165.3	354.3	8.6	13.4	290.4
	744.2	356.2	12.1	21.5	600
2010年	156.5	338.1	7.4	14.7	315.3
	730.2	340.6	11.2	22.6	629.4

上段：市街化区域 下段：都市計画区域 、河川等：河川・水面・水路・荒地・海浜・河川敷

出典：都市計画基礎調査より

<住宅用地率(住宅用地面積/区域面積*)>

(単位：%)

年	1995年	2000年	2005年	2010年
逗子市	41.9	41.3	42.5	40.6
三浦半島	38.3	38.0	40.0	37.3
神奈川県	36.7	38.1	39.8	39.8

*市街化区域または用途地域指定区域面積

出典：都市計画基礎調査より

第三節 計画改定の意義と目的

逗子市では、1997年（平成9年）に制定した「逗子市環境基本条例」に基づき、1999年（平成11年）に、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「逗子市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、2015年（平成27年）を当面の目標としており、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図ってきました。

「逗子市環境基本計画」策定から16年が経過するなか、「逗子市緑の基本計画」の改定、「逗子市景観条例」の制定、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」の改定など、次々と「逗子市環境基本計画」に関連する計画の策定、改定が続いており、引き続き、逗子市の環境政策を総合的かつ計画的に推進していくため、また、「（第一次）逗子市環境基本計画」の計画期間が終了することからも、この度、「（第一次）逗子市環境基本計画」を改定することになりました。

環境問題は、多様化、広域化の一途をたどり、その因果関係は複雑化しています。

それゆえ、逗子市の環境政策についても、所管の枠を超えた連携や、官民の枠を超えた事業者、市民との協働が不可欠です。

「第二次逗子市基本計画」では、『地球にやさしい循環型のまち』・『自然と共生するまち』・『各自が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を望ましい環境像として掲げ、環境政策を開発し、特に、『まちなみと緑の創造』・『ごみ問題』・『二酸化炭素の削減』を重点課題としてとらえ、環境問題に率先して活動している市民、事業者等による「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等とともに、「第二次逗子市環境基本計画」の推進に取り組んでまいりました。

「（第一次）逗子市環境基本計画」の改定に当たっては、引き続き市民との協働による重点課題の解決を目指しつつ、これまでの施策内容については、改めて確認、検討した上で、新たな計画として策定するものです。

この「第二次逗子市環境基本計画」を策定することで、市民、事業者、市の協働による環境政策が更に推進され、逗子市の良好な環境を保全、創出し、次世代への貴重な財産として受け継いでいくことを目的としています。